

羅什訳『法華経』の語学的研究

—使役義・受身義の表現について—

椿 正美

0. はじめに

古典漢語の動詞は、述語に用いられる場合、補足成分となる賓語を伴う動詞句を形成するが、時には特殊な詞と結合して特殊な意味を表す動詞句も形成する。その中で個体の運動を「他のものに行わせる」状態は使役態、「他からの力によって行わせられる」状態は受動態と呼ばれる¹⁾。

使役義・受身義を表現する構文では、対象を示す名詞・代名詞が特殊動詞 V_1 の賓語、内容を表現する動詞 V_2 の主語を兼ねる兼語となり、 V_1 の前置と V_2 の後置によって基本句型〔 V_1+N 〈兼語〉+ V_2 〕が構成される。このような兼語式による表現方法は、上古漢語（Archaic-Chinese／前7—後6C）の段階から既に使用が見られ、例えば【論語】「学而」“有朋自遠方来（「朋有り遠方より来たる」）。”では、名詞“朋”が動詞“有”の賓語、動詞句“自遠方来”の主語を兼ねた兼語として配されている²⁾。特殊動詞は漢代以後に種類が増加し、その中には使役を示す“令”“使”“遣”等も含まれている。

本論では、兼語式を構成する特殊動詞の字義の内容や字形の示す意味にまで言及し、古典漢語に見られる使役義・受身義の表現方法について探る。尚、魏晉南北朝時代（221-589）に漢訳された多くの仏典には、前述の上古漢語から中古漢語（Ancient-Chinese／後6・後10C）に到るまでの資料的価値が豊富に含まれると判断され、本論では成立時期を弘始8年（406）とする鳩摩羅什（Kumarajiva）訳【妙法蓮華経】全7巻（以後は略称【法華経】を使用）に見られる使用状況を調査対象とした。

1. 先行研究

牛島1967b：230の場合、古典漢語の平叙文は〈一般陳述〉〈主体化陳述〉〈特殊陳述〉に分類され、使役や受動の表現は〈特殊陳述〉に含まれている。〈特殊陳述〉には〔類縁関係〕を示す表現と〔相関関係〕を示す表現があり、呼称や比較を示す表現は前者、使役や受身を示す表現は後者に属している。

漢語に於ける句（sentence）の述語表現の構造形態について、高橋1977：32は単述句7型、複述句2型、変式4型に分類し、複述句には兼語を軸とした前述語と後述語の通結によって構成された通述句が含まれ、その変式として“把”字が前述動詞となる処置式、使役義を表す致使式、受身義を表す被動式の存在が指摘されている。

2. 使役、受身を示す動詞の使用状況

2. 1. 使役を示す動詞

上述の高橋1977: 32による分類では、単述句の構造形態に含まれる使動句（主語＋他動詞＋賓語）、変式の処置式、そして致使式の合計3形が使役を示す表現に当たる。『法華経』文中の使役構文に用いられる特殊動詞V₁では、“令”“使”の使用回数が圧倒的に多い。

黎錦熙1992: 95は動詞を同動詞、助動詞、内動詞、外動詞の4種類に分類し、使役を示す“令”“使”は「設置された賓語に対する補足語の付加」に用いられる外動詞（他動詞）に含まれ、發揮する機能は「人事の交渉」とされている。

2. 1. 1. “令”

2. 1. 1. 1. 字義・字形

“令”の字義・字形に関しては、許慎撰『説文解字』に“令發號也（「令は號を発するなり」）。”“從亼冂（「亼冂に従ふ」）。”と記されている。但し、文中の“亼”に対しては、「集まる」を意味する印、礼冠の形状を象った印と捉える複数の解釈法がある。また、“冂”に対しては、人が神意を聞き屈伏する様に似ていることから、跪いた者への言いつけを意味する印と捉えられることが多い。

藤堂1965: 475は“令”の字形を「人を集めて屈伏させることを表した会意文字」と解釈して「何かをいいつけて従わせることを示している」と述べ、戸田1965: 102も“令”の原義を「命令」と解釈して「誰かに命令して何かをさせることから使役になった」と述べている。ところが、白川1996: 1635は卜字・金文での字形から「礼冠をつけて跪いて神意を聞く人の形」を示すと解釈し、「神意に従うことから令善の意となり、また命令の意から官長の名、また使役の意となる」と主張している。

“令”を用いた使役構文では、後述語となる動詞が使役の内容に当たり、前述語“令”との兼語になる名詞・代名詞が使役の対象に当たると解釈される。例えば、『孫子』「地形」“令敵半出而撃之利（「敵をして半ば出でしめて之を撃たば利あり」）。”では、“敵”が使役の対象、“半出”が内容、『韓非子』「八姦」“令臣以外為制於内、則是君人者亡也（「臣をして外を以て制を内に為さしめば則ち是れ人に君たる者亡びむ」）。”では、“臣”が対象、“以外為制於内”が内容に当たる。

2. 1. 1. 2. 『法華経』での使用状況

“令”を用いた使役構文の『法華経』文中に於ける使用回数は、本論の調査対象となる語彙

の中では最多の163に達している。但し、単語の配列を重視すれば、使役の対象を示す名詞・代名詞が兼語として挿入される形式、兼語の挿入が見られず使役の内容を示す動詞句が“令”直後に配される形式の2種類が存在することが分かる。

『法華経』文中に見られる両形式それぞれの例文を次に挙げる。

(1)T09-0012C³⁾

我今当設方便、令諸子等、得免斯害。(譬喩品)

我今当に方便を設けて、諸子等をして斯の害を免るることを得せしむべし⁴⁾。

(2)T09-0060B

是故父母、当聴我等、令得出家。(妙莊嚴王本事品)

是の故に父母、当に我等を聴(ゆる)して出家することを得せしめたもうべし。

(1)では兼語として用いられた“諸子等”が使役の対象、“得免斯害”が内容に当たる。ところが、(2)では兼語に当たる単語は“令”直後に挿入されず、使役の内容に当たる動詞句“得出家”のみの記述となっている。『法華経』全文中では(1)のように兼語が挿入された文は63例、(2)のように挿入されない文は100例の存在が確認される。

各品(章)毎に於ける“令”の使用回数を次に示す。尚、括弧内の数値は、“令”直後に兼語が挿入された例文の数量と挿入されない例文の数量である。

序品9 (5 : 4), 方便品12 (7 : 5), 譬喩品16 (8 : 8), 信解品7 (2 : 5), 藥草喩品9 (2 : 7), 化城喩品6 (2 : 4), 五百弟子受記品9 (4 : 5), 授学・無学人記品2 (1 : 1), 法師品6 (1 : 5), 見宝塔品9 (4 : 5), 提婆達多品3 (1 : 2), 勸持品1 (1 : 0), 安樂行品11 (7 : 4), 從地涌出品10 (1 : 9), 如来寿量品8 (3 : 5), 分別功德品1 (0 : 1), 隨喜功德品5 (0 : 5), 法師功德品2 (0 : 2), 常不輕菩薩品4 (0 : 4), 如来神力品2 (1 : 1), 囑累品4 (3 : 1), 藥王菩薩本事品7 (4 : 3), 妙音菩薩品4 (2 : 2), 觀世音菩薩普門品1 (0 : 1), 陀羅尼品3 (0 : 3), 妙莊嚴王本事品8 (3 : 5), 普賢菩薩勸發品4 (1 : 3),

まず、兼語が“令”直後に挿入された例文を次に挙げる。

(3)T09-0016B

世尊令我等、出於三界、得涅槃証。(信解品)

世尊、我等をして三界を出で、涅槃の証を得せしめたまえり。

(4)T09-0026C

以是本因縁、今說法華経、令汝入仏道。(化城喩品)

是の本因縁を以て、今法華経を説いて、汝をして仏道に入らしむ。

(5)T09-0054B

此経能令、一切衆生、離諸苦惱。(藥王菩薩本事品)

此の経は能く一切衆生をして諸の苦惱を離れしめたもう。

(3)(4)共に使役の対象は人称代名詞である。但し、(3)では第一人称複数形“我等”、(4)では第二人称“汝”が兼語となり、前者の表現では客観的傾向、後者の表現では主観的傾向が強いと捉えられる。

次に、“令”直後に使役の内容を示す動詞句が配された例文を挙げる。

(6)T09-0032B

若忘失章句、為説令通利。(法師品)

若し章句を忘失せば、為に説いて通利せしめん。

(7)T09-0047C

以是功德、莊嚴六根、皆令清淨。(法師功德品)

是の功德を以て六根を莊嚴して皆清淨ならしめん。

(6)では“通利”、(7)では“清淨”が使役の内容に当たる。(6)(7)に揭示された部分のみに基づけば、同文中の対象者は特定されていないと解釈される可能性もあるが、(6)の場合は“通利”以前の部分に“能説此経者”、(7)の場合は“清淨”以前の部分に“善男子・善女子”と記述され、使役の対象者の性質は既に示されている。

また、使役を示す“令”は、次のような場合にも独特の機能を発揮する。

(8)T09-0042A

は無量菩薩、云何於少時、教化令発心、而住不退地。(從地涌出品)

是の無量の菩薩をば、云何してか少時に於て、教化し発心せしめて、不退の地に住せしめたまえる。

(8)では対象に影響を与える行為として他動詞“教化”と自動詞“発心”が掲げられ、両者の性質上の違いは、直前に於ける“令”の有無によって明らかにされている。このように相反する性質を含む2種類の語彙の対比関係を使役動詞の挿入によって強調する表現方法については、他の章にて論ずることとする。

2. 1. 2. “使”

2. 1. 2. 1. 字義・字形

“使”の字形は『説文解字』“從人、吏声（「人に従ふ、吏の声」）。”から意符“人”と音符“吏”の形声と解釈される。但し、藤堂1965：106は、“吏”が公事を司ることを意味する“史”からの派生義、つまり音符ではなく意符であると指摘し、“使”の字形は「人+史声」と見るべきと主張している。また、戸田1965：103は“使”の原義を「つかふ」と解釈し、「誰かをつかつて何かをさせる意味で、使役をあらはす」と述べている。原義を失った使役のmarkerとして使われる用法の具備に関しては岩田1983：45も指摘し、現代漢語に用いられる“令”“使”では原義通りの用法は保存されていないとも主張している。

“使”を用いた使役構文も“令”の場合と同様に兼語が使役の対象、後述語が内容に当たる。例えば、『孟子』「滕文公章句」「子謂薛居州善士也、使之居於王所（「子、薛居州を善士なりと謂ひ、之をして王の所に居らしむ」）。”では、薛居州を指示する代名詞“之”が使役の対象、“居於王所”が内容、『荀子』「子道」“知者使人知己、仁者使人愛己（「知者は人をして己を知らしめ、仁者は人をして己を愛せしむ」）。”では、“人”が対象、“知己”“愛己”が内容に当たる。

2. 1. 2. 2. 『法華経』での使用状況

“使”を用いた使役構文の『法華経』文中に於ける使用回数は、“令”を用いた構文の回数に次ぐ16となっている。“令”の場合と同じく、“使”直後に兼語が挿入された例文と挿入されない例文があり、前者の数量は7、後者は9となる。

各品（章）毎に於ける“使”の使用回数を次に示す。前回と同様、“使”直後に兼語が挿入された場合の数量と挿入されない場合の数量も括弧内に示す。

方便品3（2：1）、信解品5（3：2）、安樂行品2（1：1）、如來壽量品1（0：1）、囑累品1（0：1）、藥王菩薩本事品1（0：1）、普賢菩薩勸發品3（1：2）、

まず、兼語が“使”直後に挿入された例文を次に挙げる。

(9)T09-0009A

綵画作仏像、百福莊嚴相、自作若使人。（方便品）

綵画して仏像の百福莊嚴の相を作すこと自らも作し若しは人をしてもせる。

(10)T09-0038B

若使人書、供養經卷、恭敬尊重讚歎。（安樂行品）

若しは人をしても書かしめ、經卷を供養し、恭敬・尊重・讚歎する。

(9)(10)は共に“使”直後に普通名詞“人”が兼語として見られ、この表現は文中に合計4例の使用が確認される。残りの3例には全てに自称詞“我”が兼語として挿入されているが、それらに関しては、何れも受身義を示す表現との連用として存在するため、他の章にて扱うこととする。

次に、使役の内容を示す動詞句が“使”直後に配された例文を挙げる。

(11)T09-0038A

以是方便、皆使發心、漸漸增益、入於仏道。（安樂行品）

是の方便を以て皆發心せしめ、漸漸に增益して仏道に入らしめよ。

(12)T09-0043B

其父聞子、悉已得差、尋便來婦、咸使見之。（如來壽量品）

其の父、子悉く已に差ゆることを得つと聞いて、尋いで便ち来り帰って咸く之に見えしめん。

(11)では“発心”“入於仏道”、(12)では“見之”が使役の内容に当たる。使役の対象については“使”直後に兼語として明示はされていないが、それらの要素は既に(1)(10)以前の部分に記述されている。例えば、(11)では“比丘”“比丘尼”“優婆塞”“優婆夷”“国王”“王子”更に“群臣”“士民”等が含まれ、(12)では“良医”の子がそれに当たる。

2. 1. 2. 3. “令”との連用

『法華経』文中に見られる“使”使用の使役構文には、同じく使役を示す“令”との連用例も存在する。但し、数量は少なく、僅か2例にとどまる。

全ての例文を次に挙げる。

(13)T09-0061A

我当守護、除其衰患、令得安穩、使無伺求、得其便者。(普賢菩薩勸発品)

我当に守護して其の衰患を除き、安穩あることを得せしめ、伺い求むるに其の便を得る者なからしむべし。

(14)T09-0061C

如如来滅後、閻浮提内、令流布、使不断絶。(普賢菩薩勸発品)

如来の滅後に於て閻浮提の内に、広く流布せしめて断絶せざらしめん。

(13)(14)に見られる使用状況では、文中の“令”は共に行為の使役を示すが、後半部に置かれた“使”には“無”“不”を含む否定の表現が後続されている。“令”によって強制された内容に対し、何れの場合でも“使”は禁止の表現を構成して補足的な機能を發揮している。これらの使用状況からは、“使”の原義に含まれる使用または依頼の意志は“令”の原義に含まれる命令よりは強度が低いと捉えられる。

2. 1. 3. “教”

2. 1. 3. 1. 字義・字形

“教”の字形は『説文解字』“從支孝（「支孝に従ふ」）。”から「鞭打つ」を意味する意符“攴”と音符“孝”の形声と解釈される。但し、“孝”は「習う」を意味する意符でもあり、“教”は「鞭打つて習わせる」つまり「教える」を意味する会意文字とも捉えられる。戸田1965：103も“教”の原義を「おしへる」と解釈し、「人におしへて何かをさせる意となる」と述べている。

“教”を用いた使役構文も使役の対象と内容に当たる単語の位置は“令”“使”の場合と同じである。例えば、『韓非子』「解老」“進則教良民作姦、退則令善人有禍（「進みては則ち良民をして姦を作しめ、退きては則ち善人をして禍有らしむ」）。”では、“良民”が使役の対象、“作姦”が内容、王昌齡「出塞」“但使龍城飛将在、不教胡馬度陰山（「但だ龍城の飛将をして在らしめば、胡馬をして陰山を度らしめず」）。”では、“胡馬”が対象、“度陰山”が内容に当たる。

2. 1. 3. 2. 『法華経』での使用状況

“教”を用いた使役構文の『法華経』文中に於ける使用回数は10になる。何れの例文でも使役の対象を示す兼語は“教”直後に挿入されている。各品（章）毎に於ける“教”の使用回数を次に示す。

譬喩品1, 分別功德品7, 如来神力品1, 薬王菩薩本事品1,
次に使用例を挙げる。

(15)T09-0011B

我昔教汝、志願仏道。(譬喩品)

我昔汝をして仏道を志願せしめき。

(16)T09-0052B

斯人行世間、能滅衆生闇、教無量菩薩、畢竟住一乘。(如来神力品)

斯の人世間に行じて能く衆生の闇を滅し、無量の菩薩をして畢竟して一乗に住せしめん。

(15)では“汝”が使役の対象、“志願仏道”が内容、(16)では“無量菩薩”が対象、“畢竟住一乗”が内容に当たる。但し、“汝”のような人称代名詞の挿入は1例のみであり、“無量菩薩”の挿入は1例、その他は全て“人（他人）”が兼語として挿入されている。

2. 1. 3. 3. “若教人～”と“若使人～”

“人”を兼語とする使役態は、自分自身によって実現される行為と他人へ依頼される行為が同類の行為であり、それらが同文中に併せて表現される場合に应用されている。そのような状態を示す形式は、使役の表現“教人～”と自称詞“自”を含む表現との連結によって構成され、〔“若”＋“自”＋動詞〕〔“若”＋“教人”＋動詞〕となる。

次に例文を挙げる。

(17)T09-0045B

何況広聞是經、若教人聞、若自持、若教人持、若自書、若教人書…(分別功德品)

何に況んや、広く是の經を聞き若しは人をして聞かしめ、若しは自らも持ち若しは人をして持たしめ、若しは自らも書き若しは人をして書かしめ…

(18)T09-0054B

若人得聞、此法華經、若自書、若教人書。(薬王菩薩本事品)

若し人此の法華經を聞くことを得て、若しは自らも書き、若しは人をして書かしめん。

この他、“若教人”に於ける表現とは使役の特殊動詞のみが異なる表現として、全文中では

前出の(10)にも見られる“若使人書”の使用が確認される。上に挙げた(17)(18)のように“自書”との対比が強調された表現では、次の例文が挙げられる。

(19)T09-0061C

是故智者、应当一心自書、若使人書、受持誦誦、正憶念、如説修行。(普賢菩薩勸発品)

是の故に智者、应当に一心に自ら書き若しは人をして書かしめ、受持し、誦誦し、正憶念し、説の如く修行すべし。

(19)の場合、“智者”が実行を求める行為“受持”“誦誦”等と同程度の価値を含む要素として“自書”が掲げられ、それを他者へ強制する表現として“使人書”が掲げられている。そこで“教”“使”両者の使用機能を比較すれば、“教”は(17)で“仏寿命長遠”、(18)で『法華経』書写の強制を示しているが、その機能は他者を使用する意味を含む“使”とは明らかに異なり、他者を誘導または指導する傾向が強いと捉えられる。

2. 1. 4. “遣”

2. 1. 4. 1. 字義・字形

“遣”の字義は『説文解字』“遣縦也（「遣は縦なり」）。”から「縦（はな）つ行為」を示すと解釈され、字形は“從辵、省声（「辵に従ふ、省の声」）。”から意符“辵”と音符“省”の形声と解釈される。戸田1965：103は“遣”の原義を「つかはす」「やる」即ち派遣の遣と解釈し、「誰かを派遣して何かをやらせる意味で使役となる」と述べている。

例えば、陶淵明「桃花源記并詩」“太守即遣人隨其往、尋向所誌、遂迷不復得路（「太守即ち人をして其れに随ひて往かしめ、向に誌しし所を尋ぬるに遂に迷ひて復た路を得ず」）。”では、“人”が使役の対象、“隨其往”が内容、『十八史略』「春秋戦国・趙」“遣從者懷璧、開行先婦、身待命於秦（「從者をして璧を懷いて、開行して先づ婦らしめ、身は命を秦に待つ」）。”では、“從者”が対象、“懷璧開行先婦”が内容に当たる。

2. 1. 4. 2. 『法華経』での使用状況

“遣”を用いた使役構文の『法華経』に於ける使用回数は7となる。尚、“遣”直後に動詞句が配された文は「法師品」の1例のみであり、後は全て“遣”直後に兼語が挿入されている。各品（章）毎に於ける“遣”の使用回数を次に示す。

信解品1, 法師品4, 見宝塔品1, 如来寿量品1,

次に例文を挙げる。

(20)T09-0016C

即遣傍人、急迫將還。(信解品)

即ち傍人を遣わして、急に追うて將いて還らしむ。

(2)T09-0032A

我時広遣、天龍鬼神、乾闥婆、阿脩羅等、聽其說法。(法師品)

我時に広く、天・龍・鬼神・乾闥婆・阿脩羅等を遣わして其の説法を聴かしめん。

(20)では“傍人”が使役の対象、“急迫将還”が内容、(21)では“天龍鬼神、乾闥婆、阿脩羅等”が対象、“聽其説法”が内容に当たる。使役を示す他の特殊動詞との連用例は全く見られず、機能の比較を試みることはできないが、原義にある「派遣」の部分重視すれば、使用条件については“使”との間に共通性が認められる。

2. 2. 受身を示す動詞

高橋1976：16は、受身を示す表現として、主語と他動詞のみによって構成される受動句、通述構造による被動式、受身の助動詞による受動表現を挙げている。『法華経』文中の受身構文では、“所”の使用が圧倒的に多く、特殊動詞としては“被”“見”等の使用も確認される。前章で触れた使役構文のように、受身構文でも兼語が特殊動詞の直後に挿入される場合があり、高橋1976：18では受身構文に述語が他動詞のみとなる単述句〈受動構造〉、兼語を軸に前後の動詞が通結される複述句〈通述構造〉があると指摘されている。

2. 2. 1. “所”

2. 2. 1. 1. 用法

“所”を用いた受身構文は、基本的に“所”直後に受身の内容を表現する動詞が配されることによって構成される。動詞の施事者についても明示が可能であり、その場合は施事者を示す語彙の直前に“為”が挿入される。

例えば、『史記』「項羽本紀」“先即制人、後則為人所制（「先んずれば即ち人を制し、後るれば則ち人に制せらる」）。”では“制”が内容に当たり、“為”の挿入によって施事者“人”の存在が明らかにされている。これに対し、『淮南子』「説林訓」“嗜慾在外、則明所蔽矣（「嗜慾外に在れば、則ち明蔽はる所あり」）。”では“蔽”が受身の内容に当たるが、施事者の存在は明記されていない。

2. 2. 1. 2. 『法華経』での使用状況

“所”を用いた受身構文の『法華経』文中に於ける使用回数は61となる。各品（章）毎に於ける使用回数を次に示す。尚、括弧内の数値は、“為”が挿入されて施事者の存在が明記された場合、“所”のみが使用された場合の回数である。

序品10 (2 : 8), 方便品5 (0 : 5), 譬喩品19 (12 : 7), 授記品1 (1 : 0), 化城喩品3 (0 : 3), 授学・無学人記品2 (2 : 0), 法師品3 (2 : 1), 見宝塔品2 (0 : 2), 勸持品2 (1 : 1), 安樂

行品3 (0 : 3), 如来寿量品1 (0 : 1), 分別功德品2 (0 : 2), 如来神力品1 (1 : 0), 薬王菩薩本事品3 (3 : 0), 観世音菩薩普門品2 (1 : 1), 普賢菩薩勸発品2 (1 : 1),
まず、“為”が“所”以前の部分に挿入され、そこに施事者に対する描写が後続する例文を挙げる。

②2T09-0014AB

蜈蚣蚰蜒、毒蛇之類、為火所焼、争走出穴。(譬喩品)

蜈蚣・蚰蜒、毒蛇の類、火に焼かれ、争い走って穴を出ず。

②3T09-0062A

是人不為、三毒所惱。(普賢菩薩勸発品)

是の人は三毒に惱されじ。

②2では“火”が施事者、“焼”が受身の内容、②3では“三毒”が施事者、“惱”が内容に当たる。“為”が挿入されない例文には、施事者が特定されない“所散天衣”“所焼之門”等の表現も含まれるが、殆どの例文では“所”挿入以前の部分で施事者の存在が既に明らかにされている。次に、そのような例文を挙げる。

②4T09-0008B

我以相嚴身、光明照世間、無量衆所尊、為説実相印。(方便品)

我相を以て身を嚴(かざ)り光明世間を照す、無量の衆に尊まれて為に実相の印を説く。

②5T09-0043C

衆生見劫尽、大火所焼時、我此土安穩、天人常充滿。(如来寿量品)

衆生劫尽きて、大火に焼かると見る時も、我が此の土は安穩にして、天人常に充滿せり。

②4では“無量衆”が“尊”、②5では“大火”が“焼”の施事者に当たり、それぞれの描写が“所”直前に配されることによって全文の正確な内容が読み手に伝わる。このように、『法華経』では殆どの例文に於いて施事者の描写が“為”直後、または“所”直前に配されている。

2. 2. 2. “被”

2. 2. 2. 1. 字義・字形

“被”の字義は『説文解字』“被寝衣、長一身有半(「被は寝衣なり、長さ一身有半」)。”から寝間着と解釈されるが、『論語』「憲問」“吾其被髮左衽矣(「吾それ被髮左衽せん」)。”等に見られる、異民族が長髪で頭を覆った描写の存在を根拠に、藤堂1965 : 660は「かぶるという動詞にも用いる」と述べている。また、白川1996 : 1315も「上より被い加えるものをいい、また他より受ける関係のことも用いて受身の意となる」と述べ、かぶる動作の表現と受身の意と

の関連が広く認められている。

例えば、『戦国策』「斉六」“萬乗之國、被圍於趙、壞削主困、為天下戮（「萬乗の國、趙に囲まれ、壞削され主困しみ、天下の戮と為れり）」。”では、“萬乗之國”が受事者、“圍於趙、壞削”が受身の内容、杜甫「兵車行」“況復秦兵耐苦戰、被驅不異犬與鷄（「況んや復た秦兵は苦戰に耐うるとして、驅らるることは犬と鷄とに異ならず）」。”では、“秦兵”が受事者、“驅”が内容に当たる。

2. 2. 2. 2. 『法華経』での使用状況

“被”を用いた受身構文の『法華経』に於ける使用回数は4となる。尚、“被”直後に施事者を示す兼語が挿入された文は、「觀世音菩薩普門品」の1例のみであり、他は全て“被”直後に動詞句が配されている。各品（章）毎に於ける“被”の使用回数を次に示す。

信解品1, 常不輕菩薩品1, 觀世音菩薩普門品2,

次に兼語が挿入された形式と動詞句が配された形式による2種類の使用例を挙げる。

26T09-0057C

或被惡人逐、墮落金剛山、念彼觀音力、不能損一毛。（觀世音菩薩普門品）

或は惡人に逐われて金剛山より墮落せんに彼の觀音の力を念ぜば、一毛をも損ずること能わじ。

27T09-0016C

于時窮子、自念無罪、而被囚執、此必定死。（信解品）

時に窮子自ら念わく、罪なくして囚執えらる、此れ必定して死せん。

26)では“逐”が受身の内容に当たり、“被”直後には施事者の特徴を示す“惡人”の記述が見られる。それに対し、27)では“囚執”が内容に当たり、施事者については明らかにされていない。これは施事者の性質よりも主体が他者から何らかの影響を受けた事自体が重視され、受身態の構成には“被”の語義に含まれる「被い加える」の部分が特に活用された結果と捉えられる。

2. 2. 3. “見”

2. 2. 3. 1. 用法

“見”を用いた受身構文は、戦国時代の中期から漢代にかけて活発化した表現形式とされ、直後に受身の内容を示す動詞句が配されて構成される。小方1999:5-6は“見”直後の動詞を抽象動詞、具体動詞、状態動詞に分類して特徴を分析し、半数以上の動詞が抽象動詞の情態動詞、または具体動詞の人事動詞に含まれると述べている。また、それらの表す行為または心理活動は受事者に利益或いは損失をもたらすものであり、「見」+動詞の主語は人或いは人に準ずるものにほぼ限られることも指摘している。

例えば、『墨子』「兼愛」“即此言愛人者必見愛也、而悪人者必見悪也（「即ち此れ人を愛する者は必ず愛せられ、人を悪む者は必ず悪まるるを言う」）。”では、“愛人者”“悪人者”が受事者、“愛”“悪”が受身の内容、『韓非子』「説難」“厚者為戮、薄者見疑（「厚き者は戮され、薄き者は疑はる」）。”では、“薄者”が受事者、“疑”が内容に当たる。

2. 2. 3. 2. 『法華経』での使用状況

“見”を用いた受身構文の『法華経』に於ける使用回数は14となる。尚、“見”直後に施事者を示す兼語が挿入された例文は存在せず、全ての例文で“見”直後に動詞句が配されている。各品（章）毎に於ける“見”の使用回数を次に示す。

信解品6, 授記品1, 化城喻品3, 五百弟子受記品1, 授学・無学人記品1, 勸持品1, 如来寿量品1,

次に、例文を挙げる。

㉘T09-0016C

我不相犯、何為見捉。（信解品）

我相犯さず、何ぞ捉えらるることを為（う）る。

㉙T09-0043AB

若父在者、慈愍我等、能見救護。（如来寿量品）

若し父在しなば、我等を慈愍して能く救護せられまし。

㉘では“捉”が受身の内容に当たり、それ以前の部分に施事者の特徴を示す“使者”、受事者の特徴を示す“窮子”の記述が見られる。㉙では“救護”が内容に当たり、それ以前の部分に施事者の特徴を示す“父”、受事者の特徴を示す“我等”の記述が見られる。それぞれの例文で“見”によって表現された、施事者の行為が受事者に与えた影響は、㉘では損失、㉙では利益と解釈される。

3. 使役態と受身態の連用

『法華経』では、使役義を示す表現と受身義を示す表現が同文中に存在する例も数箇所に見られる。本章では、使役態、受身態という相反する性質を含む2種類の表現の同文中に於ける連用の状況について述べる。

受身を示す表現の中で最多の使用となる“所”では、使役を示す“令”との連用例が全文中に2箇所確認される。全ての例文を次に挙げる。

㉚T09-0012B

宜時疾出、無令為火、之所烧害。（譬喻品）

宜しく時に疾（と）く出でて火に烧害せられしむることなかるべし。

③1T09-0015A

汝等累劫、衆苦所焼、我皆済拔、令出三界。(譬喩品)

汝等累劫に衆苦に焼かる、我皆済拔して三界を出でしむ。

③0では受身の表現となる“為火之所烧害”が使役の内容に当たり、否定を示す副詞“無”が“令”の直前、強制を示す助動詞“宜”が文頭に置かれることによって禁止の表現が構成されている。③1では“我”が施事者、“汝等”が受事者、“出三界”が使役の内容に当たり、“汝等”は文の前半部に於いても“焼”を内容とする受身表現の受事者に当たる。

使役を示す“令”が使用された文には、受身を示す“見”が挿入された例も見られる。次に例文を挙げる。

③2T09-0029B

世尊於長夜、常愍見教化、令種無上願。(五百弟子受記品)

世尊長夜に於て常に愍んで教化せられ、無上の願を種えしめたまえり。

③2では“見”直後に受身の内容を示す“教化”が記されている。これは受事者に利益を与える表現なので、既に述べた“見”直後に置かれる動詞句の条件には適している。

この他、「信解品」では使役を示す“使”と受身を示す“見”との連用例が3箇所に見られる。全ての例文を次に挙げる。

③3T09-0016C

若久住此、或見逼迫、強使我作。(信解品)

若し久しく此に住せば、或は逼迫せられ、強いて我をして作さしめん。

③4T09-0018A

我若久住、或見逼迫、強驅使作。(信解品)

我若し久しく住せば、或は逼迫せられ、強いて驅って作さしめん。

③5T09-00018A

是人執我、必当見殺、何用衣食、使我至此。(信解品)

是の人我を執う、必ず当に殺さるべし、何ぞ衣食を用って我をして此に至らしむる。

③3③4では“見”直後に受身の内容として“逼迫”、③5では“殺”が置かれている。何れも受事者に損失を与える行為であり、使用の条件には適しているが、受事者に利益を与える③2“教化”とは性質が異なる。

また、使役の内容は③3③4では“(我)作”③5では“(我)至此”が当たる。ここでは、まず受事者が損害を受けた状況が“見”を用いた受身態によって表現され、“令”“教”以上に具体性の強い“使”を用いた使役態によって程度が補足説明されたと捉えられる。

4. おわりに

古典漢語の使役構文と受身構文に対する解釈では、施事者と受事者の関係に基づき「～させる」または「～される」が当てられる。但し、使役義と受身義に含まれる細かい内容や強弱の程度は、兼語の直前に挿入される特殊動詞等の語義や使用条件によって微妙に異なり、その種類は全体の文意を深く解釈する根拠ともなる。

『法華経』全文中に見られる表現の場合、例えば使役義を示す語彙では、“令”は「命令」、「使」は「使用」、「教」は「指導」、「遣」は「派遣」、受身義を示す語彙では、“被”は「被り加える」が原義と解釈される。この他、“為～所～”や“見”も受身構文で特殊な機能を発揮し、それらが使役態または受身態の構成に利用されている。

本論では、使役態と受身態が同文中で連用された例まで挙げ、『法華経』に見られる使役義・受身義の表現形式を調査し、それぞれの形式の特徴や使用効果について分析した。

注

- 1) 牛島1967a: 128。
- 2) 藤堂1967。
- 3) 本論で引用された例文には、『大正新脩大蔵経』（全83巻、1925. 7発行、1988. 2普及版発行、大正新脩大蔵経刊行会）文中での使用箇所を示す記号を付した。最初のTは「大正」、数字は巻数と頁数、最後のA～Cは段数を示す。
- 4) 各例文の直後には、参考のため『訓訳妙法蓮華経并開結』（井上四郎編輯、平楽寺書店、1957. 1発行）に書かれた書き下し文を付す。

〈参照文献〉

- 岩田憲幸1983. 「“使” “令” と使役動詞」, 『中国語学』第230号: 44-51頁。
- 牛島徳次1967a. 『漢語文法論（古代編）』大修館書店。
- 牛島徳次1967b. 「古典語の語法」, 大修館書店『言語（中国文化叢書Ⅰ）』203-238頁。
- 小方伴子1999. 「先秦・兩漢の“見”について」, 『中国語学』第246号: 1-10頁。
- 白川静1996. 『字通』平凡社。
- 高橋君平1976. 「漢語の受動表現について」, 『中国語学』第223号: 16-24頁。
- 高橋君平1977. 「漢語の使役表現」, 『中国語学』第224号: 31-41頁。
- 藤堂明保1965. 『漢字語源辞典』学燈社。
- 藤堂明保1967. 「上古漢語の音韻」, 大修館書店『言語（中国文化叢書Ⅰ）』33-89頁。
- 戸田浩暁1965. 『法華経文法論』山喜房仏書林。

黎錦熙1992.『新著國語文法（漢語語法叢書）』商務印書館。

キーワード

使役

受身

兼語

施事者

受事者